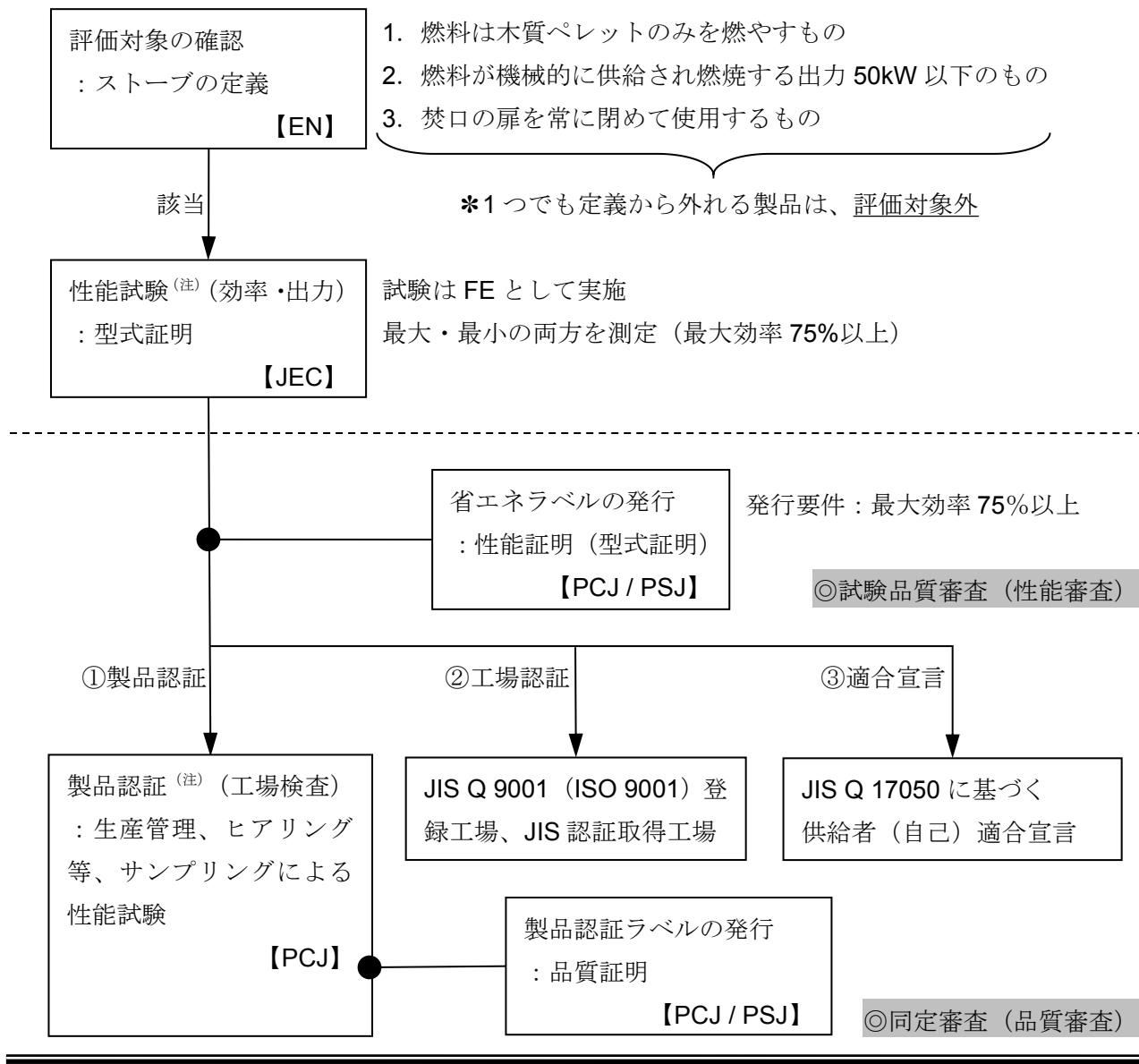
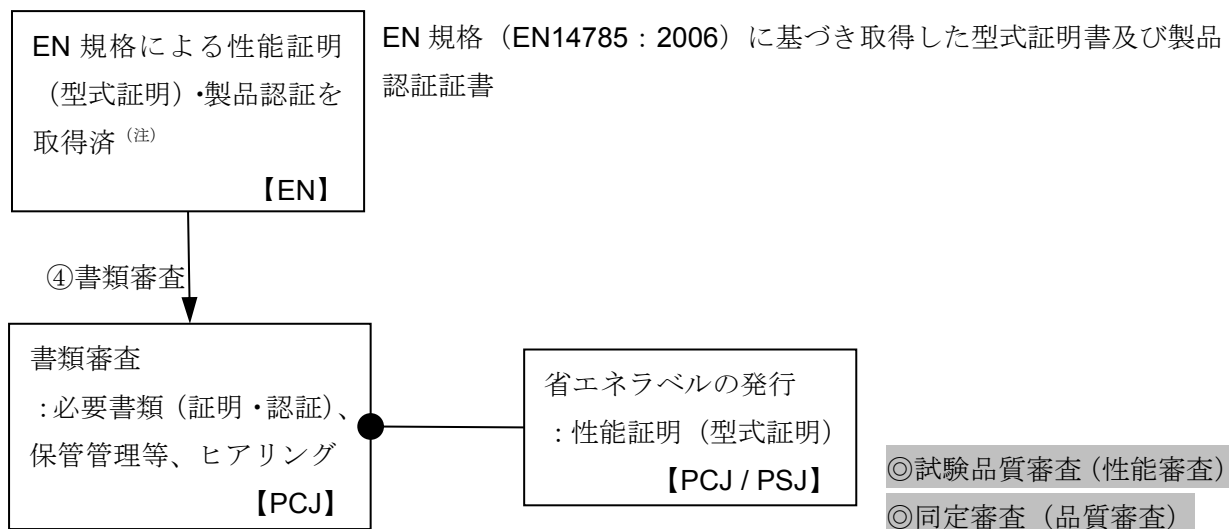


資料 7

省エネ基準におけるペレットストーブ性能・品質評価と認証スキーム ＜国産ストーブ＞



＜輸入ストーブ＞



省エネ基準におけるペレットストーブ性能・品質評価と認証スキーム

<性能・品質評価、認証業務の実施主体>

- ペレットクラブ：受付、書類審査、工場検査、性能評価、認証、ラベル発行等
 - ・（一財）上越環境科学センター：性能試験（熱効率・出力、離隔距離、安全性能等）
 - ・日本ペレットストーブ工業会：会員への斡旋、ラベル発行等

<発行ラベル>

- 国産－
 - ①製品認証：省エネラベル（性能証明）＋ 製品認証ラベル（品質証明）
 - ②工場認証：省エネラベル（性能証明）
 - ③適合宣言：省エネラベル（性能証明）
- 輸入－ ④書類審査：省エネラベル（性能証明）

- ・ラベルは、10枚を1綴りとして発行（販売）する。
- ・ラベルには、シリアル番号が印字される。
- ・ラベルは、製品1台に対して1枚・1種類のみ貼付できる。
- ・ラベルを貼付する者（メーカー、輸入者等）は、後々、番号を元に製品の製造や販売の情報が追跡できるよう関連する帳簿等を整備し、保存しなければならない。

<審査費用>*表示は税別価格

- 国産－新規審査（変更）
 - ①製品認証：60万円/機種（性能試験、離隔距離等安全性能試験、認証審査）
ラベル（省エネ＋製品認証）2,000円/台・枚
 - ②工場認証：40万円/機種（性能試験、離隔距離等安全性能試験）
省エネラベル 2,000円/台・枚
 - ③適合宣言：40万円/機種（性能試験、離隔距離等安全性能試験）
省エネラベル 2,000円/台・枚
- 輸入－新規審査（変更） ④書類審査：5万円/機種（同一メーカーの機種で同時審査4台以下の場合）
4万円/機種（同一メーカーの機種で同時審査5台以上の場合）
省エネラベル 2,000円/台・枚

- （注）仕様変更等があった場合は、改めて審査（試験・認証等）を受けなければならない。
（変更審査若しくは新規審査）
仕様変更等がない限り、審査された製品に更新は設けない。

※【 】内の略称は、各段階における確認、試験、認証及びラベル発行等の業務の主体等となる規格・団体等を指す。

EN：EN14785:2006、PCJ：ペレットクラブ、JEC：（一財）上越環境科学センター

PSJ：日本ペレットストーブ工業会